

# 通所Cモデル事業について

## 東京都短期集中予防サービス強化支援事業

令和4年2月  
豊島区高齢者福祉課  
総合事業グループ



# 豊島区の総合事業 ～事業全体の概要～

## 【事業内容】

- ◎訪問型サービス、通所型サービス
- ◎基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント
- ◎家事援助スタッフ育成研修

## 【豊島区の総合事業の実施状況】

### ①訪問型サービスは国相当基準の他、A・B・C型を実施（3、4ページ）

従来の国相当基準の他、生活援助のみはA型、家事援助のみはB型を利用する。

ヘルパーに代わる家事援助スタッフは③の研修で育成。C型は短期集中訪問型サービス。

### ②通所型サービスは国相当基準の他、A・B・C型を実施（5、6ページ）

令和3年度よりA型（基準緩和型）サービスが始まったほか、C型（短期集中型）では東京都のモデル事業を実施。

### ③家事援助スタッフ育成研修の実施（4ページ）

訪問型サービスA及びBの担い手となる区民を育成するため、区が主体となり研修を年3回実施。

受講対象者は区内在住・在勤・在学の18歳以上の方。就職相談会も実施。

R3年3月末までに363人受講修了。



令和3年度版  
総合事業パンフレット

## 東京都短期集中予防サービス強化支援事業について

### 目的

- 都内区市町村における短期集中予防サービス（通所C・訪問C）の実施を支援するとともに、地域支援事業の他事業（地域ケア会議・一般介護予防事業等）との連動を支援し、要支援者等を対象としたサービス等の充実を推進。
- 要支援者等のセルフケアの習慣化や社会参加の促進を図ることで、社会的・身体的な自立を支援。
- 高齢者への自立支援における当該理念の地域への普及・啓発支援。

### 内容

モデル事業参加自治体に対する伴走型支援を実施

- アドバイザーチームによる支援（医療経済研究機構 主任研究員 服部真治氏 ほか13名）
  - 有識者を中心に、職能団体代表、都内先行自治体関係者等による、短期集中予防サービスに係る事業の立ち上げまたは再構築の支援
  - 短期集中予防サービス実施後の効果の検証・分析

●令和3年度は、「東京都短期集中予防サービス強化支援事業」のモデル実施自治体として、豊島区、町田市、八王子市が選定されています。

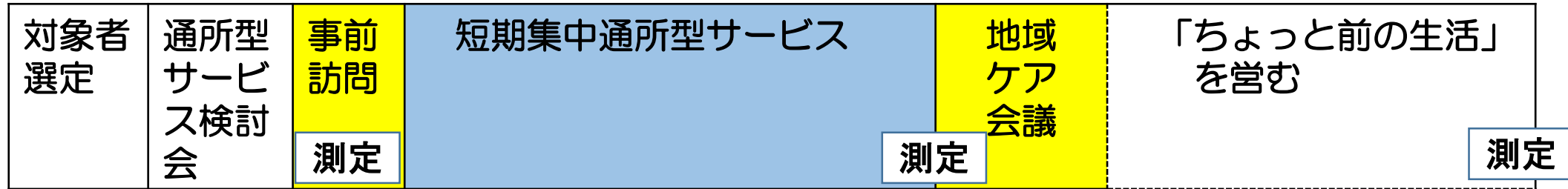
# 通所Cモデル事業について

## 事業の流れ

サービス開始

3か月後

6か月後



1	通所型サービス検討会	意向調査と豊島区アセスメントシートを基に、本人の状態に合わせた適切なサービスを提案
2	事前訪問	ケアマネとリハビリ専門職が対象者の自宅を訪問し、利用者の生活状況をアセスメント
3	測定（サービス開始時）	サービス開始時における利用者の運動機能や身体機能を測定
4	サービス提供	3カ月間のプログラムの実施→ <b>コーチングに重きを置いたプログラムの提供</b> <b>自宅で取り組める運動プログラムの提供</b>
5	測定（サービス終了時）	サービス終了時における利用者の運動機能や身体機能を測定 → <b>サービス利用による効果を測定</b>
6	地域ケア会議	高齢者総合相談センターの担当職員、モデル事業実施事業者、第2層SC、高齢者福祉課職員などによる、 <b>利用者一人ひとりの今後の自立支援の方向性についての検討</b>
7	ちょっと前の生活	自宅での運動を習慣化するなどセルフケアに取り組みながら、社会参加や趣味活動を行い、自立支援に基づいた思い思いの暮らしを送る。
8	測定（終了後3か月後）	サービス終了後3か月後における利用者の運動機能や身体機能を測定 → <b>自宅でのセルフケアによる効果の継続度合いを測定</b>

# 通所Cモデル事業について

## 事業の実施状況等

### ○各会場での実施状況

会場	実施期間	委託先
ジェクサーフィットネス&スパ大塚	6/10～9/9（毎木曜）	JR東日本スポーツ株式会社
池袋えびすの郷	7/6～9/21（毎火曜）	池袋えびすの郷
東池袋フレイル対策センター	7/7～9/22（毎水曜）	豊島区 リハビリテーション従事者 連絡会
ゆたか苑	7/1～10/14（毎木曜）	
心身障害者福祉センター	7/5～10/18（毎月曜）	

### ○今後の展開

- ▷令和3年9月～10月 各利用者の身体機能測定（2回目）  
→初回（サービス開始時）の測定結果と比較し、事業の成果を確認
- ▷令和3年10月～ 通所事業体系の再構築検討  
→通所Cを軸とした通所事業の体系について検討
- ▷令和3年12月～4年1月 各利用者の身体機能測定（3回目）  
→サービス終了後3か月時点での状態を確認
- ▷令和4年3月 モデル事業成果報告会  
→モデル事業の実施結果を後続自治体等に発表

# 豊島区における総合事業の運用について

## ○通所型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまりハビリ 通所サービス(A8)	つながるサロン(B)	短期集中通所型サービス (C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	<b>最長6か月を目安に利用</b> (ケアマネジメントによる)	1年(再申込み可)	<b>3か月(12回)</b>
送迎	必要な方は送迎可	<b>必要な方は送迎可</b>	なし	なし
利用料	419円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・1割の場合)	無料 (材料費等実費)	<b>無料</b> (会食実費)
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔ケアetc.)	機能訓練に特化 <b>個別</b> プログラム(並走型)	介護予防に資する活動 をする自主グループ	専門職による <b>集団</b> プログラム、栄養指導
目標	必要な支援を続けながら 在宅生活を継続	運動機能を向上させ、いち 早く、地域資源を活用する などして、自立した日常生 活を取り戻す。	社会・地域との繋がりを 持ち続ける	<b>モデル事業は「個別」</b> 運動機能を向上させ、地域 との繋がりを持ち続ける
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅での入浴困難</li> <li>● 認知機能低下</li> <li>● 低栄養状態</li> <li>● 難病・その他疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>機能訓練の必要がある</b></li> <li>● <b>自立的な在宅生活を 目指すことができる</b></li> <li>● <b>短期集中通所型サービス 後、回復途上にある</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期集中通所型サービス で学んだことを続けたい</li> <li>● 地域との交流を持ちたい</li> <li>● 自己通所可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>短期集中的に改善が見込 める</b></li> <li>● <b>学んだことを自分で続け る意欲がある</b></li> <li>● <b>自己通所可能</b></li> </ul>